

衛生管理区域ごとに **飼養衛生管理者** の選任が義務付けられます。

<ポイント>

- 令和2年4月3日に、飼養衛生管理基準の遵守を一層徹底することなどを目的とした、家畜伝染病予防法の一部改正法が公布されました。
- この法律により、**令和2年7月1日**に、**全ての家畜の所有者※**の皆様に、「**飼養衛生管理者**」の**選任**が**義務付け**られます。

※ 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者

<「飼養衛生管理者」とは>

- 飼養衛生管理者は、衛生管理区域における、**飼養衛生管理の責任者**です。
- **衛生管理区域ごとに1人選任**していただきます。 ※所有者自ら管理者となることも可能です。
- 選任された飼養衛生管理者には、**以下の業務**を行っていただくことで、従業員など**家畜に普段から接する全ての方が**、飼養衛生管理基準を理解し、**適正な飼養衛生管理を実施いただき、家畜の伝染性疾患の発生予防・まん延防止を徹底したい**と考えています。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理
(チェック・指導等)

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

<「飼養衛生管理者」を選任すると・・・>

- 今後、国・都道府県において飼養衛生管理者のメーリングリストを整備し、随時、**家畜衛生に関する情報**や**飼養衛生管理に関する研修会の情報**をお送りします。
- これにより、常に**最新の情報、正確な情報**が得られるようになることで、**家畜に接する全ての方にこれらの情報が行き渡るようになり、家畜の伝染性疾患の発生の的確な予防とまん延の防止を徹底できる**ようになります。

<お願い>

- **令和2年7月1日まで**：

衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任し、**最寄りの家畜保健衛生所**まで以下の事項を**ご報告**ください。

<報告事項>

選任する飼養衛生管理者の①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥当該衛生管理区域の代表住所

※ ご登録いただいたメールアドレス等の個人情報については、家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q1：「飼養衛生管理者」は何のために選任するのですか。

- **飼養衛生管理**は、普段から家畜と接している、家畜の所有者や従事者**全ての方が適切に実施することではじめて効果があるもの**です。
- 一方で、平成30年9月以降のCSF発生事例においては、ウイルスの特性に合わせた消毒方法の周知など、**最新の家畜衛生に関する情報や知見を迅速に現場の皆様にお知らせできず、適切な衛生管理の実施を十分に促すことができなかったという反省**があります。
- また、一部の家畜の所有者の皆様にも、**飼養衛生管理基準について正しくご理解いただけていない例もあったのではないか**、とも考えています。
- このため、衛生管理区域ごとに**きめ細やかに情報提供**をし、家畜に接する**全ての皆様が適正な飼養衛生管理を実施し、家畜の伝染性疾患の発生予防・まん延防止を徹底**すべく、**飼養衛生管理者制度**を新設しました。

Q2：飼養衛生管理者の具体的な業務イメージが湧きません。結局何をすればよいのですか。

- 飼養衛生管理者の業務は主に3つです。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導等）

- 衛生管理区域に出入りする者（従事者・運送業者等）が、衛生管理区域に入る際、きちんと靴を履き替えているか、消毒しているか等、**飼養衛生管理基準の遵守をしているかチェックし、遵守していない場合には指導**していただきます。

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

- 飼養衛生管理者の皆様には、原則として都道府県等が開催する飼養衛生管理に関する研修会にご参加いただき、その理解を深めていただきたいと思いますと考えております。
その上で、**研修会で得た情報等を、衛生管理区域内の従事者に共有し、その理解を醸成して**いただきたいと思いますと考えています。

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

- 今後、国・都道府県において、**飼養衛生管理者のメーリングリスト**を構築します。
このメーリングリストを活用し、**疾病の発生時に疫学的情報やその疾病の特性に応じた適正な消毒方法等**の家畜衛生に関する知見をお知らせするほか、**飼養衛生に関する研修会の開催情報等**を共有しますので、それらの情報に即して、適時適切に対応していただきたいと思いますと考えています。

Q3：「衛生管理区域」とは何ですか。

- **衛生管理区域**とは、病原体の侵入やまん延を防止するために衛生的な管理が必要となる区域として、**家畜の所有者の皆様が農場に設定している区域**をいいます。
- ※ 一般的には**畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域になります**。なお、個別の農場によって異なる場所もございますので、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q4：家畜の所有者（経営者）が自ら飼養衛生管理者となることはできないのですか。

- 家畜の所有者ご自身が、実際に家畜に接する従事者などが適正に飼養衛生管理を行っているかをチェックし、指導することができる衛生管理区域については、自ら飼養衛生管理者になることは可能です。

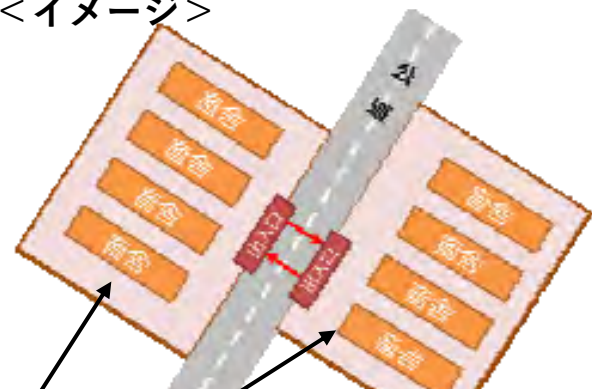
Q5：飼養衛生管理者に資格はいりますか。

- 特段の資格要件はございません。
- 一方で、選任される飼養衛生管理者については、家畜の飼養に従事している者の中でも、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な方が望ましいと考えています。

Q6：全ての衛生管理区域に別々の飼養衛生管理者を選任しなければならないのですか。

- 原則として、衛生管理区域ごとに、別の飼養衛生管理者を選任いただきたいと考えております。
- 一方で、右のイメージのように、複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、**適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合**には、同じ方を選任していただいても結構です。

<イメージ>



適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合とは、例えば、公道を挟んで畜舎が分かれているものの、事実上、同一の者が一体となって飼養管理をしているケースなど

Q7：畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園での公開用として牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも、選任しなければならないのでしょうか。

- 飼養衛生管理者は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者（※）であれば、全ての方に選任義務があります。

※ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者

- このため、**1頭（羽）でも対象動物（※）を飼養している場合**、例え畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園の公開用であっても選任義務があります。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q8：飼養衛生管理者はどのように報告するのですか。また、変更があった場合にはどうすればよいですか。

- 令和2年度については、都道府県から別途お示しする様式に、選任する飼養衛生管理者の①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥当該衛生管理区域の代表住所を記載の上、**令和2年7月1日まで**に最寄りの家畜保健衛生所までご提出ください。
- なお、変更があった場合には、**変更後速やかに、変更前の飼養衛生管理者の氏名に加え、変更後の飼養衛生管理者の上記①～⑥の事項を家畜保健衛生所までご報告ください。**

※ 令和3年度以降は、毎年都道府県にご提出いただいている、家伝法第12条の4に基づく定期報告書によりご報告いただく予定です。

Q9：なぜ飼養衛生管理者の連絡先を登録しなければならないのですか。登録したくない場合には、拒否することもできますか。

- 国・都道府県では、**メーリングリスト**を活用し、**家畜衛生に関する情報を適時共有**することで、家畜の伝染性疾病による被害を最小限に抑えたいと考えており、**連絡先の登録については必須**とさせていただきます。
- また、疾病発生時においても、**迅速かつ確実に情報をお知らせ**できるよう、FAXや郵送ではなく**Eメールによる情報共有を原則**とします。
- なお、**メールアドレスやEメールを閲覧できる機器**をお持ちでない場合は、それらの取得に努めていただくようお願いします。難しい場合は、Eメールの内容を**飼養衛生管理者に確実に伝達**することにご協力いただける**ご家族や所属する生産者団体等**が管理する**メールアドレス**をご登録ください。

Q10：飼養衛生管理者になると何か特別の責任を負うのでしょうか。また、仮に飼養衛生管理者を選任しなかった場合に、家畜の所有者に罰則が科されるのでしょうか。

- **飼養衛生管理者は、責任を持って、Q2の業務を実施する必要があります。**
- 飼養衛生管理者を選任しなかった場合は、場合によっては、**飼養衛生管理基準の不遵守に該当することもあり得るところ、遵守命令違反の場合、100万円以下の罰金**が科されるほか、**氏名の公表**が行われる可能性があります。
- また、**定期報告**において、**飼養衛生管理者の氏名、連絡先等**を報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、**30万円以下の過料**が科される可能性があります。